

経 済 産 業 省

20150409 貿局第 1 号
輸出注意事項 27 第 11 号
経済産業省貿易経済協力局

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように定める。

平成 27 年 4 月 22 日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成 17 年 2 月 25 日付け平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号）の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

